

KENT共済協同組合

神奈川県内の賃貸不

動産管理各社による共

済事業を運営する「K

ENT共済協同組合」

(神奈川県厚木市)は

新たに、小規模修繕の

共済制度を提供する。

9月15日に県知事の認

可を取得。同組合と共

同で企画・開発を手掛

けたアート企画社(東

京都港区)によると、

「賃貸物件の小規模修

繕にかかわる共済事業

の許可は全国でも

初」という。新年度の

繁忙期に向けて、新規

入居契約からの加入

ができるよう細部を詰

め準備を進めている。

賃貸借契約1件当た

り月額2000~3000

円の掛け金で、3万円

以下の小規模修繕が発

生じた場合

に共済金が

支払われ

る。同組合

が提供して

いる原状回

復の共済シ

ステムに追

加しての運

用を想定し

ている。

管理物件

のキッチン

やトイレ、

洗濯機置き

場などの水

回りや、照

明機器、エ

アコンなど

の破損が生

じた際、入居者からの

小規模修繕費の共済事業スタート

神奈川の事業者団体が認可取得

会社は、現地対応と同

時に家主への連絡が必

要になる。

たとえ修繕

費用が少額

であっても

も、家主に

修繕を判断

するための

確認を取ら

なければな

らず、対応

がスムーズ

にいかなか

ったり、ま

た家主にと

っても連絡

の手間がか

かったりと

いうことが

課題となっ

ている。

万円以下の小規模修繕

は管理会社の現地判断

で迅速な対応が可能に

なる。家主に共済への

加入を勧めたり、管理

メニューのパッケージ

の中に組み込んで提案

したり、管理会社がそ

れぞれアレンジして活

用できる。

同組合は2015年

から原状回復費用の共

済制度を開始。月額賃

料の5%相当の掛け金

を積み立てて基金とす

ることで、退去時にか

かる費用負担を平準化

している。同組合では

「郊外など賃料が下落

している物件を抱える

家主も増える中で、小

規模修繕の共済も加え

て、家主を守る事業に

新たな共済サービス
を組み込むことで、3
なる」と期待する。